

かすみがうら市議会文教厚生委員会会議録

令和3年9月8日 午後 2時20分 開 議

出 席 委 員

| | |
|-------|---------|
| 委 員 長 | 櫻 井 繁 行 |
| 副委員長 | 設 楽 健 夫 |
| 委 員 | 中 根 光 男 |
| 委 員 | 川 村 成 二 |
| 委 員 | 小 倉 博 |

欠 席 委 員

な し

委 員 外 議 員

な し

出 席 説 明 者

な し

出 席 書 記 名

議 会 事 務 局 柏 崎 博 子

議 事 日 程

令和3年9月8日（水曜日）午後 2時20分 開 議

1. 開 会
2. 事 件
 - (1) 請願第4号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願について
 - (2) 閉会中の所管事務調査の申し出について
 - (3) その他
3. 閉 会

開 議 午後 2時20分

○櫻井繁行委員長

皆様、改めましてお疲れ様です。

ただいまの出席委員は5名で、会議の定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

それでは、ただいまから文教厚生委員会を開きます。

次に、書記を指名いたします。

議会事務局、柏崎係長を指名いたします。

本日の日程は、会議次第のとおりでございます。

それでは、早速本日の日程事項に入ります。

初めに、請願第4号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願についてを議題といたします。

請願の内容につきましては、既に皆様方にお配りをしておりますが、本日、紹介議員の川村議員がおられますので、川村議員より請願の朗読をまずお願いしたいと思います。

川村議員、よろしくお願いいたします。

○紹介議員（川村成二君）

それでは、私のほうから請願について読み上げさせていただきます。

「教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願」
請願趣旨

学校現場では、新型コロナウイルス感染症対策による教室の消毒作業等や貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっております。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。

3月に改正義務標準法が成立し、小学校の学級編制標準が学年進行により段階的に35人に引き下げられます。今後、小学校だけに留まるのではなく、中学校・高等学校での35人学級の早期実施が必要です。さらに、きめ細かな教育をするためには30人学級の実現が不可欠です。

一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。義務教育費国庫負担制度については、「三位一体改革」の中で2006年度に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられるこ

とが憲法上の要請です。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。

こうした観点から、政府予算編成において裏面の請願事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定にもとづき国の関係機関への意見書提出を請願いたします。

請願事項

1. 中学校・高等学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる少人数学級について検討すること。

2. 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。

3. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度を堅持すること。

以上です。よろしくお願いいたします。

○櫻井繁行委員長

ありがとうございました。

以上で朗読が終わりました。

これより審査に入ります。

お諮りいたします。

この請願の審査の必要から紹介議員の川村議員から改めて説明を聞きたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

ご異議なしと認めます。

よって、紹介議員から説明を聞くことに決定いたしました。

それでは、川村議員、補足等を含めてご説明をお願いいたします。

○紹介議員（川村成二君）

今回の請願事項は、昨年までの請願事項と変わっている点があります。

1つは、35人学級については、小学校について今年度から5年間かけて実現することが決定しておりますので、今後は要請趣旨にも書いておりますが、中学校・高等学校を35人学級に実施してほしいということで1番の項目に入れております。

2番目については、これまでも要望しておりますが、さらに特別支援の増加や通級指導やいじめ・不登校への対応等、先生の負担が増えておりますので、加配の定数がありますが、加配のさらなる増員、それから少数職種の配置、教職員の定数改善、やはり不足しているという、こういう声が多いので、改善を求めています。

3番目については、地方財政によって教育の格差が出ないように、現在、国が3分の1負担し、残りを地方財政の3分の2負担しております。これはさらに地方財政の負担が増えると、財政の豊かな自治体のところのほうが優位になっていきますので、こういった点についてもまず現状を堅持するというので要望をしております。

簡単ではありますが、以上です。

○櫻井繁行委員長

ありがとうございました。

以上で説明が終わりました。

それでは、各委員の皆様方から請願の趣旨や、またその論点等について、さらには、請願に対する賛否などを自由にご討論いただきたいと思います。

ご意見等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○小倉 博委員

ただいまの川村委員からいろいろ説明がございました。誠に賛同するものであります。

現在の社会状況、子どもたちを取り巻く教育環境等を考慮しても、大変重要なことであり、更なる子どもたちのゆたかな学びを実現するためにも、必要なものであると考えます。この請願につきまして、私は、採択するものとしたしたいと思います。

以上です。

○櫻井繁行委員長

そのほかいかがですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

それでは、そのほか発言がないようですので、これより討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

討論を終結いたします。

これより請願第4号を採決いたします。

請願第4号を採択することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

ご異議なしと認めます。

よって、請願第4号は採択することに決定いたしました。

ただいま、本委員会で採択いたしました請願第4号につきましては、地方自治法第99条の規定に基づき、国の関係機関等へ意見書の提出が求められておりますので、教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書（案）の提出についてを議題といたします。

ここで、意見書（案）の配布をお願いいたします。

暫時休憩します。 [午後 2時28分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時29分]

配布漏れは、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

それでは、ただいまお手元にお配りをいたしました意見書（案）について、私のほうで朗読をさせていただきます。

教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書（案）

学校現場では、新型コロナウイルス感染症対策による教室の消毒作業等や貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現

するためには、加配の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。

3月に改正義務標準法が成立し、小学校の学級編制標準が学年進行により段階的に35人に引き下げられます。今後、小学校だけに留まるのではなく、中学校・高等学校での35人学級の早期実施が必要です。さらに、きめ細かな教育をするためには30人学級の実現が不可欠です。

一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。義務教育費国庫負担制度については、「三位一体改革」の中で2006年度に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

1. 中学校・高等学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる少人数学級について検討すること。

2. 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。

3. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度を堅持すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

以上で朗読を終わらせていただきます。

それでは、意見書（案）につきましてご意見等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

それでは、ないようですので、これより意見書（案）につきまして採決いたします。

本意見書（案）を国の関係機関等に提出することについて、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本意見書（案）は全会一致をもって国の関係機関等に提出すべきものと決定いたしましたので、その案文を議長宛てに提出させていただきます。

なお、本意見書（案）につきましては、提出者の説明省略並びに即決されたい旨を、議長宛てに申し出をしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

ご異議なしと認めます。

それでは、そのようにさせていただきます。

次に、閉会中の所管事務調査の申し出についてを議題といたします。

閉会中の所管事務調査申出書（案）につきまして、お目通し願います。

ここで、暫時休憩します。 [午後 2時33分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時34分]

お諮りいたします。

本案のとおり、議長宛てに閉会中の所管事務調査について、申し出ることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

それでは、そのように議長宛てに申し出させていただきます。

以上で、本日の日程事項は、全て終了いたしました。そのほか何かございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

それでは、ないようですので、以上をもちまして、本日の文教厚生委員会を散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午後 2時34分

かすみがうら市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

文教厚生委員会委員長 櫻 井 繁 行